

神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第31号

神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市行政手続条例施行規則（平成14年4月規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（意見公募手続を実施することを要しない規則等） 第4条 条例第37条第5項第4号の規則で定める規則等は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の国民健康保険事業の運営に関する重要事項に係る規則等とする。	（意見公募手続を実施することを要しない規則等） 第4条 条例第37条第6項第4号の規則で定める規則等は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項の国民健康保険事業の運営に関する重要事項に係る規則等とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。